

JTF2018 – Track 3 – 2018/10/26 13:00～14:30

「翻訳業を営む個人事業主向けの 適正な会計処理について」

目次

- 3 • 講演のポイント
- 4-6 • 事業形態と税法、白色申告と青色申告
- 7-9 • 単式簿記と複式簿記の違い、企業会計原則
- 10-11 • 翻訳業で関わる費用項目および勘定科目
- 12-14 • 勘定科目を使う上での注意点、複式簿記をつける
- 15-29 • 取引の仕訳例、売上を記帳しよう
- 30-31 • 外貨取引を複式簿記で処理する
- 32-43 • 外貨建取引の換算、
- 44-45 • 受取外貨の会計処理、参考



講演のポイント

- 翻訳業に係る費用項目および勘定科目
- 会計処理の原則
- 売上の計上基準
- 海外取引の外貨建仕訳と注意点
- 源泉徴収を帳簿につけるタイミング、その処理
- 複式簿記による仕訳例
- 所得税法と法人税法の仕訳処理の違い

事業形態と税法 (1)

法人… 法人税法

第4条 内国法人*は、この法律により、法人税を納める義務がある。

(*第2条の3

内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。)

特徴

別段の定めは法人税法、それ以外は

「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う。」

事業形態と税法 (2)

特徴

「企業会計原則/基準」の考え方(発生主義等)や処理と同じ部分が多いが、細かいルールは所得税法に従う。

個人事業主… 所得税法

第5条 居住者*は、この法律により、所得税を納める義務がある

(*第2条の3 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。)

第27条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

所得税法施行令

第63条 法第二十七条第一項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

…11 医療保健業、著述業その他のサービス業

白色申告と青色申告

	白色申告	青色申告（10万控除）	青色申告（65万控除）
簿記	簡易式簿記	簡易式簿記	正規の簿記
記帳方法	単式簿記	単式簿記	複式簿記

2014年（平成26年）1月以降白色申告をする人全員に、
「帳簿への記帳」と「記録の保存」をすることが義務化

簡易な簿記…簡易化された簿記の方法全般を指す。「単式簿記」で記帳。

正規の簿記…正確な会計帳簿を作るために、会計における網羅性・立証性・秩序性の3要件を満たした簿記のこと。「複式簿記」を用いる。

単式簿記と複式簿記の違い

単式簿記（現金の流れだけを表す記録方法）

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/9/24	新聞図書費	書籍（書名）購入	1400
2018/10/3	旅費交通費	東京出張（目的）	45000

複式簿記

日付	借方	貸方	摘要
2018/9/24	新聞図書費 1400	現金 1400	書籍（書名）購入
2018/10/3	旅費交通費 45000	現金 45000	東京出張（目的）

企業会計原則：一般原則（1）

1949年に企業会計制度対策調査会が公表した会計基準

必ずしも法令によって遵守を強制されているわけではないが、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準であり、財務諸表の適正性を判断するさいの判断基準となる一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を構成するひとつの原則

一般原則は7つの原則から構成されており、各条文がある。

1. 真実性の原則
2. 正規の簿記の原則
3. 資本取引・損益取引区分の原則
4. 明瞭性の原則
5. 継続性の原則
6. 保守主義の原則
7. 単一性の原則

青色申告者

青色申告制度において、国税庁は事業所得に係る取引を正規の簿記の原則（複式簿記）で記帳することと定めている。

企業会計原則：一般原則（2）

1. ..

2. 正規の簿記の原則

条文：企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

真実性の原則を遵守する上で、正しい会計帳簿を作成するための具体的にどうすればよいのかを指示する原則。正規の簿記の原則は次の3つの要件を満たすことを要求している。

- ・ 網羅性→企業の経済活動がすべて記録されていること
- ・ 立証性→その会計記録が検証可能な証拠資料にもとづいて作成されていること
- ・ 秩序性→それらすべての会計記録が継続的・体系的に作成されていること

3. ..

翻訳業で関わる費用項目および勘定科目 (1)

勘定科目	費用
旅費交通費	通勤費（公共交通機関の運賃、車の燃料代(車両代でも可)や高速代（按分またははっきり分かれば実費））、出張航空運賃、宿泊代など
消耗品費	ソフトウェア代（月払いのDropboxやMicrosoft 365など）、 30万円未満の机や棚などの備品（白色申告は10万円未満）*使用可能期間1年未満
事務用品費	文房具、コピー用紙、プリンターのインクカートリッジ(すべて消耗品費でも可)
通信費	電話代、インターネット料金、郵便料金など
広告宣伝費	宣伝用のチラシ、ホームページ制作費、名刺(消耗品費でも可)
会議費	打ち合わせの飲食代（同業者との勉強を兼ねた食事会など）、会場料金など
研修費	JTFセミナー参加費など
新聞図書費	仕事に関する書籍代、新聞代など
諸会費	JTF/JAT年会費など

翻訳業で関わる費用項目および勘定科目 (2)

勘定科目	費用
支払手数料	銀行の振込手数料、証明書交付手数料、取引の仲介業者に支払う手数料
税理士・弁護士報酬	税理士や弁護士に対する報酬 *支払手数料/支払報酬も可
地代家賃	家賃／事務所賃借料
敷金・保証金	事務所敷金など
減価償却費	30万円以上の建物、車両、設備機械の資産当期費用分
外注工賃	同業者と協働で翻訳をした場合に、報酬として先方に払う場合など
水道光熱費	事務所の水道光熱費利用料金。自宅の場合は要按分計算
専従者給与	青色事業専従者である家族への給与
雑費	そのほかの費用
為替差益/差損	海外の売上計上日と売掛金回収日の差益/差損

勘定科目を使う上での注意点

- 勘定科目は厳格に決められていない
 - オリジナルの勘定科目を作ってもよい
 - 何をどの勘定科目にしないではいけないという決まりもない
- ※ただし、
「よく使う勘定科目、金額がある程度大きい勘定科目は独立した科目で整理する」ことで



- 見る人（利害関係者）が誰であってもわかりやすくするため区分が大切
- なんでも「雑費」では適正ではない。
- 継続適用が重要であるため、正当な理由がある場合を除き、去年は〇〇科目、今年は××科目というように頻繁に変更して処理してはならない。

複式簿記をつける (1)

- 借方と貸方

★左に書いてあるのが借方、右に書いてあるのが貸方

日付	借方	貸方	摘要
2018/10/21	旅費交通費 10,570	現金 10,570	10/25 翻訳祭参加交通費

※簡易式簿記では使わない。

複式簿記をつける (2)

- 貸借対照表

資産 (現金預金、売掛金、備品など)	負債 (借入金、未払金など)
	資本 (元入金など)

- 損益計算書

費用 (旅費交通費、消耗品費など)	収益 (売上、為替差益など)
利益	

※上記2つの対照表（計算書）の配置構成をよく覚えること。

取引の仕訳例 (1)

旅費交通費 10月25日の翻訳祭に行く新幹線の 往路切符
(広島→京都) を10月21日に10,570円で購入した。

単式簿記（白色申告）－ 現金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/10/21	旅費交通費	10/25 翻訳祭参加交通費	10,570

複式簿記（青色申告）

日付	借方	貸方	摘要
2018/10/21	旅費交通費 10,570	現金 10,570	10/25 翻訳祭参加交通費

取引の仕訳例 (2)

消耗品費 9月25日に仕事用のファイルとノート、ペンを
1,080円で購入した。

単式簿記 (白色申告) – 現金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/9/25	消耗品費	仕事用ファイル、ノート、 ペン	1,080

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/9/25	消耗品費 1,080	現金 1,080	仕事用ファイル、ノート、 ペン

取引の仕訳例 (3)

消耗品費 仕事用Office 365の月請求を7/21にクレジットカードで1,296円支払った。利用分は8/25に口座から落ちた。

単式簿記 (白色申告) – 預金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/8/25	消耗品費	Office 365	1,296

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/7/21	消耗品費 1,296	未払金 1,296	Office 365
2018/8/25	未払金 1,296	普通預金 1,296	7/21 クレジットカード利用分

取引の仕訳例 (4)

消耗品費

翻訳に使用しているPCが使えなくなったため、
2月12日に新しいPCに120,200円で買い替えた。

単式簿記 (白色申告)

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/2/12	工具器具備品	仕事用PC購入	120,200

- 事業で使用する建物や車両といった高額資産（10万円を超える場合）は、減価償却資産として、資産の取得費用を法定耐用年数で分割し、必要経費へ入れる。
このような減価償却資産は、「固定資産台帳」を記帳して管理する

※10万円未満は消耗品費でOK

取引の仕訳例 (5)

青色申告者 租税特別措置法、第28条の2
購入価額が30万円未満の資産なら、
全額その年の経費にできる

消耗品費 翻訳に使用しているPCが使えなくなったため、
2月12日に新しいPCに120,200円で買い替えた。

複式簿記 (青色申告) – 現金出納帳

日付	借方	貸方	摘要
2018/2/12	消耗品費 120,200	現金 120,200	仕事用PC購入

または・・・

日付	借方	貸方	摘要
2018/2/12	工具器具備品 120,200	現金 120,200	仕事用PC購入
2018/12/31	減価償却費 120,200	工具器具備品 120,200	購入したPCの減価償却

取引の仕訳例 (6)

通信費

仕事のために設置しているWiFiの利用料金
3月請求分を3/21に1,200円を支払った。

単式簿記 (白色申告) – 現金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/3/21	通信費	インターネット代	1,200

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/3/21	通信費 1,200	現金 1,200	インターネット代

取引の仕訳例 (7)

会議費 同業者と仕事の打ち合わせとして4/2にランチ
ミーティングをし、食事代 2,000円を支払った。

単式簿記 (白色申告) – 現金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/4/2	会議費	ミーティング時のランチ代	2,000

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/4/2	会議費 2,000	現金 2,000	ミーティング時のランチ代

取引の仕訳例 (8)

研修費 10/25-26に京都で開催されるJTF翻訳祭の参加費
 として8/24に7,000円を支払った。

単式簿記 (白色申告) – 預金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/8/24	研修費	JTF翻訳祭 (2018/10/25-26) 参加費	7,000

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/8/24	研修費 7,000	普通預金 7,000	JTF翻訳祭 (2018/10/25-26) 参加費

取引の仕訳例 (9)

新聞図書費 翻訳案件の参考資料として3,150円の書籍を
11/4に購入した。

単式簿記 (白色申告) – 現金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/11/4	新聞図書費	書籍「〇〇」購入	3,150

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/11/4	新聞図書費 3,150	現金 3,150	書籍「〇〇」購入

取引の仕訳例 (10)

諸会費 JAT年会費10,000円を5/12にクレジットカードで支払った。この利用分は6/25に引き落とされた。

単式簿記 (白色申告) – 預金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/6/25	諸会費	JAT年会費 (2018)	10,000

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/5/12	諸会費 10,000	未払金 10,000	JAT年会費 (2018)
2018/6/25	未払金 10,000	普通預金 10,000	5/12 クレジットカード利用分

取引の仕訳例 (11)

支払手数料 12月に予定している出張の手配代を10/2に代理店に56,000円送金し、振込手数料が108円発生した。

単式簿記 (白色申告) – 預金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/10/2	旅費交通費 支払手数料	12/xx ○○出張費用	56,000 108

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/10/2	旅費交通費 56,000 支払手数料 108	普通預金 56,108	12/xx ○○出張費用

取引の仕訳例 (12)

地代家賃

自宅兼事務所の8月分家賃が7/31に80,000円口座から引き落とされた。住まい全体の敷地面積は54㎡で、内、事務所部分の部屋は面積が18㎡ある。

単式簿記 (白色申告) – 預金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/7/31	地代家賃	8月分家賃	26,667

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/7/31	地代家賃 26,667	普通預金 26,667	8月分家賃

取引の仕訳例 (13)

外注工賃 2月に自分が受けた翻訳案件を同業者と分担し外注したとしてその同業者に100,800円を3/15に振込んだ

単式簿記 (白色申告) – 預金出納帳

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/3/15	外注工賃	2月 ○日 翻訳外注	100,800

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/3/15	外注工賃 100,800	普通預金 100,800	2月 ○日 翻訳外注

売上を記帳しよう (1)

売上の計上基準

単式簿記 (白色申告)

現金の動きがあった時に記帳するため、請求した売上分が入金された日に売上計上。

※ただし、年末に売掛が残っていて年をまたぐ場合は、売掛金の残りを計算して記帳し、当年度の売上として計上しなければならないので注意が必要。

複式簿記 (青色申告)

第2款 所得金額の計算の通則法第36条《収入金額》関係〔収入金額〕

人的役務の提供（請負を除く。）による収入金額については、その**人的役務の提供を完了した日**。ただし、人的役務の提供による報酬を期間の経過又は役務の提供の程度等に応じて収入する特約又は慣習がある場合におけるその期間の経過又は役務の提供の程度等に対応する報酬については、その特約又は慣習によりその収入すべき事由が生じた日

売上を記帳しよう (2)

収入を記帳する際は
源泉徴収税に注意

売上 3月初めに受けていた32,400円報酬の翻訳が完了し、3/21に納品した。3/31に請求書を出し、4/15に受け取った。

単式簿記 (白色申告)

日付	勘定科目	摘要	金額
2018/4/15	売上 事業主貸 (受取報酬の源泉徴収税)	○社翻訳 3/21納品分	32,400 3,308

複式簿記 (青色申告)

日付	借方	貸方	摘要
2018/3/21	売掛金 32,400	売上 32,400	○社翻訳納品
2018/4/15	普通預金 29,092 事業主貸 (受取報酬の源泉徴収税) 3,308	売掛金 32,400	○社翻訳 3/21納品分

外貨取引を複式簿記で処理する（1）

2017年11月27日に€900.00の成果物を納品した。（役務完了基準）

日付	借方科目		貸方科目	
2017/11/27	売掛金	119,700	売上	119,700

法人税基本通達2-5-1（及び第61条の8）
（請負による収益の帰属の時期）
若しくは所得税法第36条及び第57条の3

1€≒133.00円（2017年11月27日付け為替レートを適用しています。参考：みずほ銀行（<https://www.mizuho-bank.co.jp/rate/market/historical.html>））

翻訳会社から上記売掛金について2017年12月26日に支払があった。

日付	借方科目		貸方科目	
2017/12/26	現金預金	117,900	売掛金	119,700
	為替差損	1,800		

売上時より為替レートが円安€高の場合、為替差益（貸方、収益勘定）

*ここでは、12月26日のレートを1€≒131.00円と仮定しています。

日付	借方科目		貸方科目	
2017/12/26	現金預金	121,000	売掛金	119,700
			為替差益	1,300



外貨取引を複式簿記で処理する（2）

2017年11月27日に€900.00の成果物を納品した。（役務完了基準）

日付	借方科目		貸方科目	
2017/11/27	売掛金	119,700	売上	119,700

法人税基本通達2-5-1（及び第61条の8）
（請負による収益の帰属の時期）
若しくは所得税法第36条及び第57条の3

1€≒133.00円（2017年11月27日付け為替レートを適用しています。参考：みずほ銀行（<https://www.mizuho-bank.co.jp/rate/market/historical.html>））

年度末決算のため、換算替え仕訳を行った。→翌年度1/4に売掛金を受け取った。

日付	借方科目		貸方科目	
2017/12/31	売掛金	1,800	為替差益	1,800

換算替え仕訳後の額より為替レートが円高€安の場合、為替差損（借方、費用勘定）

*ここでは、12月31日のレートを1€≒135.00円と仮定しています。

ただし、法人のみ
法人税法第61条の9と
施行令122の4で規定される。



日付	借方科目		貸方科目	
2018/01/04	現金預金	120,600	売掛金	121,500
	為替差損	900		

*ここでは、1月4日のレートを1€≒134.00円と仮定しています。

外貨建取引の換算 a. (1)

• 法人税法

第六一条の八 内国法人が**外貨建取引**（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、**役務の提供**、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。以下この日において同じ。）を行つた場合には、**当該外貨建取引の金額の円換算額**（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下この日において同じ。）は、**当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。**

2 割愛

3 割愛

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外貨建取引の換算 a. (2)

- 発生時換算法：要は、年度末に調整仕訳をしない。
- 期末時換算法：年度末に調整仕訳をして期末時の為替レートに合わせる。

• 法人税法

(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)

第六一条の九 内国法人が**事業年度終了の時において次に掲げる資産**及び負債（以下この日において「外貨建資産等」という。）を有する場合には、**その時における当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法**（第一号、第二号ロ及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）**により換算した金額とする。**

一 **外貨建債権（外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）**及び外貨建債務（外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。） **イ又はロに掲げる方法**

イ 発生時換算法（事業年度終了の時（以下この号において「期末時」という。）において有する外貨建資産等について、前条第一項の規定により当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に用いた外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて同条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。次号及び第三号において同じ。）

ロ **期末時換算法**（期末時において有する外貨建資産等について、当該期末時における外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて前条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。以下この条において同じ。）

外貨建取引の換算 a. (3)

• 法人税法

二 割愛

三 外貨預金 発生時換算法又は期末時換算法

四 外国通貨 期末時換算法

2 内国法人が**事業年度終了の時に**において**外貨建資産等**（期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をするものに限る。以下この項において同じ。）**を有する場合には、当該外貨建資産等の金額を期末時換算法により換算した金額と当該外貨建資産等のその時の帳簿価額との差額に相当する金額**（次項において「為替換算差額」という。）**は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。**

3 割愛

4 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の金額の円換算額への換算、外貨建資産等の金額を円換算額に換算する方法の選定の手続、第二項に規定する為替換算差額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外貨建取引の換算 a. (4)

- 法人税法施行令

(外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法)

第一二二条の四 内国法人が**事業年度終了の時ににおいて有する**法第六十一条の九第一項（外貨建資産等の期末換算）に規定する**外貨建資産等**（同項第一号、第二号ロ及び第三号に掲げるものに限る。次条までにおいて「外貨建資産等」という。）**の金額を円換算額に換算する方法は、その外国通貨の種類ごとに、かつ、次に掲げる外貨建資産等の区分ごとに選定しなければならない。**この場合において、二以上の事業所を有する内国法人は、事業所ごとに換算の方法を選定することができる。

一 **短期外貨建債権**（法第六十一条の九第一項第一号に規定する外貨建債権（次号において「外貨建債権」という。）のうちその決済により**外国通貨を受け取る期限が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するもの**をいう。次号において同じ。）及び短期外貨建債務（同項第一号に規定する外貨建債務（次号において「外貨建債務」という。）のうちその決済により外国通貨を支払う期限が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいう。次号において同じ。）

二 外貨建債権のうち短期外貨建債権以外のもの及び外貨建債務のうち短期外貨建債務以外のもの

三 法第六十一条の九第一項第二号ロに掲げる有価証券のうち第百十九条の二第二項第一号（満期保有目的等有価証券の範囲）に掲げるものに該当するもの

四 法第六十一条の九第一項第二号ロに掲げる有価証券のうち前号に掲げるもの以外のもの

五 外貨預金のうちその満期日が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するもの

六 外貨預金のうち前号に掲げるもの以外のもの

外貨建取引の換算 a. (5)

• 法人税法施行令

(外貨建資産等の法定の期末換算方法)

第一二二条の七 **法第六十一条の九第一項**（外貨建資産等の期末換算）**に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる外貨建資産等**（第二百二十二条の四（外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法）に規定する外貨建資産等をいう。以下この条において同じ。）**の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。**

一 **第二百二十二条の四第一号**及び第五号**に掲げる外貨建資産等** 法第六十一条の九第一項第一号ロに掲げる**期末時換算法**

二 外貨建資産等のうち前号に掲げるもの以外のもの 法第六十一条の九第一項第一号イに掲げる発生時換算法

外貨建取引の換算 a. (6)

・ 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等

(いわゆる外貨建て円払いの取引)

13の2-1-1 法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》に規定する外貨建取引（以下この章において「外貨建取引」という。）は、その取引に係る支払が外国通貨で行われるべきこととされている取引をいうのであるから、例えば、債権債務の金額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建取引には該当しないことに留意する。

(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)

13の2-1-2 **法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》**及び法第61条の9第1項第1号イ《発生時換算法の意義》**の規定に基づく円換算**（法第61条の8第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）**は、その取引を計上すべき日**（以下この章において「取引日」という。）**における対顧客直物電信売相場**（以下この章において「電信売相場」という。）**と対顧客直物電信買相場**（以下この章において「電信買相場」という。）**の仲値**（以下この章において「電信売買相場の仲値」という。）による。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用（原価及び損失を含む。以下この章において同じ。）又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

外貨建取引の換算 a. (7)

注目！

前月末日／当月初日、前週末日／当週初日の為替レートをその月もしくは週全体に適用しても良いとあるので、宮原のように毎日レートを確認してつけなくても善いとはあります。ただし、一度継続して運用すること。

・ 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等

1 本通達の本文の電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

2 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場（以下この章において「為替相場」という。）も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値

(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

3 円換算に係る当該日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。以下この(注)3において同じ。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下この章において同じ。

(1) 当該日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。

(2) 当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場（当該日が取引日である場合には、取引発生時の相場）による。ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときもこれを認める。

4 本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金（社債を含む。以下この(注)4において同じ。）に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

5 法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等（以下この章において「外貨建資産等」という。）の取得又は発生に係る取引は、当該取得又は発生の時における支払が本邦通貨により行われている場合であっても、本通達の本文及び(注)2から4までを適用し、当該外貨建資産等の円換算を行う。

6 いわゆる外貨建て円払いの取引は、当該取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとする。この場合、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額は、13の2-1-11《製造業者等が負担する為替損失相当額等》により益金の額又は損金の額に算入される部分の金額を除き、当該債権債務の決済をした日（同日前にその決済額が確定する場合には、その確定した日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

外貨建取引の換算 a. (8)

- 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等

(https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/13_2/13_2_01.htm)

(多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算)

13の2-1-3 法人が、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末、事業年度終了の時等一定の時点において本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している場合において、法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》の規定の適用に当たり、各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとして13の2-1-2の取扱いを適用しているときは、これを認める。この場合、円換算に係る為替相場については、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することができるものとする。

(注) 法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する期末時換算法を選定している場合の事業年度終了の時にあって有する外貨建資産等の円換算は、13の2-2-5《期末時換算法－事業年度終了の時に於ける為替相場》の為替相場による。

外貨建取引の**換算** b. (1)

• 所得税法

第五七条の三 居住者が、**外貨建取引**（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、**役務の提供**、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、**当該外貨建取引の金額の円換算額**（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は**当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額**として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 割愛

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外貨建取引の換算 b. (2)

- 第4款の2 外貨建取引の換算等 法第57条の3《外貨建取引の換算》関係
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/11a/01.htm>)

(いわゆる外貨建て円払いの取引)

57の3-1 法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))に規定する外貨建取引（以下57の3-4までにおいて「外貨建取引」という。）は、その取引に係る支払が外国通貨で行われるべきこととされている取引をいうのであるから、例えば、債権債務の金額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建取引には該当しないことに留意する。（平18課個2-7、課資3-2、課審4-89追加）（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）

57の3-2 **法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))の規定に基づく円換算**（同条第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）**は、その取引を計上すべき日**（以下この項において「取引日」という。）**における対顧客直物電信売相場**（以下57の3-7までにおいて「電信売相場」という。）**と対顧客直物電信買相場**（以下57の3-7までにおいて「電信買相場」という。）**の仲値**（以下57の3-7までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）による。

ただし、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係るこれらの所得の金額（以下57の3-3までにおいて「不動産所得等の金額」という。）の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の経費（原価及び損失を含む。以下57の3-4までにおいて同じ。）又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

外貨建取引の換算 b. (3)

注目！

前月末日／当月初日、前週末日／当週初日の為替レートをその月もしくは週全体に適用しても良いとあるので、宮原のように毎日レートを確認してつけなくても善いとはあります。ただし、一度継続して運用すること。

・ 第4款の2 外貨建取引の換算等 法第57条の3《外貨建取引の換算》関係

1 電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

2 不動産所得等の金額の計算においては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場（以下57の3-7までにおいて「為替相場」という。）も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値

(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定の期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

3 円換算に係る当該日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。以下この(注)3において同じ。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下57の3-7までにおいて同じ。

(1) 当該日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。

(2) 当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場（当該日が取引日である場合には、取引発生時の相場）による。ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときもこれを認める。

4 本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

5 いわゆる外貨建て円払いの取引は、当該取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとする。この場合、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額は当該債権債務の決済をした日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する。

外貨建取引の換算 b. (4)

- 第4款の2 外貨建取引の換算等

法第57条の3 《外貨建取引の換算》 関係

(多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算)

57の3-3 不動産所得等の金額の計算において、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末等一定の時点において損益計算書又は収支内訳書の項目を本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している場合において、法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))の規定の適用に当たり、各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとして57の3-2の取扱いを適用しているときは、これを認める。この場合、円換算に係る為替相場については、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することができるものとする。(平18課個2-7、課資3-2、課審4-89追加)

受取外貨の会計処理

注意：

外国為替は金銭の動きがあった取引日（受け取りや支払い、引き出しなど）に、都度、為替差損益が確定するので処理は面倒です。

また、実際には金額の異なる報酬を年ないし月に何回も受け取るため、違うレートで計算された預入額が混在しています。

そのため、「**外貨建取引の換算 a. (7) / b. (3)**」にある「月で一定のレートを適用する」の方が楽かもしれません。また、都度受け取る外国通貨を表で管理してその時々々の平均総額を把握しておくことが重要です。

こちらも併せてご覧ください：<http://www.e-hoki.com/tax/taxlaw/9147.html>

（為替差損益の処理に関する国税不服審判所の裁決について）

参考：

- みずほ銀行 為替ヒストリカルデータ (<https://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>)
- 法人税法 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000034)
- 法人税法施行令 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340CO0000000097)
- 所得税法 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000033)
- 所得税法施行令 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340CO0000000096#345)
- 第13章の2 外貨建取引の換算等 第1節 外貨建取引に係る会計処理等
(https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/13_2/13_2_01.htm)
- 第4款の2 外貨建取引の換算等 法第57条の3《外貨建取引の換算》関係
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/11a/01.htm>)
- 青色申告と経費・仕訳・節税がよくわかる本（ソーテック社 ISBN978-4-8007-2032-0）
- 平成29年度 所得税必要経費の税務（大蔵財務協会 ISBN978-4-7547-2474-0）
- 所得税法規集（中央経済社 ISBN978-4-502-80045-0）
- 所属税取扱通達集（中央経済社 ISBN978-4-502-80051-1）
- 法人税法規集（中央経済社 ISBN978-4-502-80066-5）
- 法人税取扱通達集（中央経済社 ISBN978-4-502-80071-9）

ご清聴ありがとうございました！



メールアドレス: t.miyahara@sprachgetriebe-consulting.de

ウェブサイト: <http://www.sprachgetriebe-consulting.de>